職場で親学！！事業（職場内家庭教育研修会）実施要領

島根県教育庁社会教育課

１ 事業の目的

企業や事業所等（以下「企業等」という。）と連携して、職員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、「親学プログラム」を活用した学習を実施する。学校や公民館等で行われる学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供することにより、親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促し、家庭教育の充実を図るとともに、家庭と仕事の両立に積極的な優良企業等の育成・普及に資する。

また、事業の成果や効果について検証しながら、県内外へ広報を行い、「親学プログラム」を活用した学習活動の普及を図る。

２ 事業の内容

（１）希望する企業等に「親学ファシリテーター」を派遣し、「親学プログラム」を活用した学習活動を実施する。

（２）企業等で実施した学習活動の事例を広く県内外に紹介する。

３ 応募対象

活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業等とする。

４ 実施年度

令和２年度

５ 令和２年度の募集期間

令和２年４月１日～令和３年１月１５日

６ 令和２年度の事業実施期間

令和２年４月１日～令和３年２月１５日

７ 派遣手続き

（１）実施を希望する企業等は、「職場で親学！！事業」申込書（別紙様式第１号）を事業実施日の概ね３０日前までに島根県教育庁社会教育課へ提出する。

（２）島根県教育庁社会教育課は、「親学ファシリテーター」の企業等への派遣を市町村（教育委員会等）に依頼する。

（３）市町村は、「親学ファシリテーター」を企業等に派遣する。（ファシリテーターの調整がつかない場合等は、島根県教育庁社会教育課と協議する。）

８ 実施報告

学習活動を実施した企業等は、「職場で親学！！」報告書（別紙様式第２号）を作成し、事業実施日から３０日以内または２月２８日のいずれか早い日までに島根県教育庁社会教育課へ提出する。 （島根県教育庁社会教育課は報告書のコピー等を市町村へ送付する。）

９ 経費

「親学ファシリテーター」派遣に係る経費（謝金、交通費等）は、予算の範囲内で島根県教育庁社会教育課が負担する。（県の規定によるほか、市町村で定めた単価等がある場合は、これを準用する。）